平成２３年（フ）第９６８号
神戸市灘区国玉通３丁目４番17号
債務者　五阿弥文隆
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三崎　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６９号
神戸市東灘区御影郡家２丁目18番３号、住民票上の住所広島県三次市十日市東３丁目３番20―305号
債務者　五阿弥琢磨
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三崎　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４号
最後の住所大分市大字南261番地の３
債務者　被相続人亡江藤源哉相続財産
相続財産管理人　阿部　貴史
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９号
広島県呉市焼山西３丁目22番21号
債務者　有限会社ロジテック北広
代表者代表取締役　濱下　奈美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２８６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の６　607号
債務者　株式会社ビルダー
代表者代表取締役　中嶋　浩一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６１３号
静岡市葵区羽鳥大門町１番９号
債務者　有限会社ティーエムテック
代表者代表取締役　小林　順弘
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江史和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後１時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２４号
神戸市中央区布引町２丁目１番15号
債務者　神戸服創株式会社
代表者代表取締役　檜原　直通
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前10時15分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１１６号
福岡県春日市上白水２丁目72番地
債務者　有限会社古賀冷機
代表者代表取締役　古賀　利信
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７３号
愛知県岡崎市宇頭町字向山45番地
債務者　株式会社リョウテック
代表者代表取締役　清水　　亮
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　美奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
愛知県西尾市上町北荒子８番地４
債務者　有限会社トップライツ
代表者代表取締役　大岡　　進
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島美貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１０４号
大阪市西淀川区福町２丁目10番13号
債務者　有限会社淀木工
代表者取締役　南部孝一郎
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４７６号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目５番８号
債務者　有限会社三善商行
代表者代表取締役　鳥山　誠之
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１７号
大阪市大正区三軒家西２丁目13番19号
債務者　有限会社坂井商店
代表者取締役　坂井登志子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　悠吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５６号
大阪府枚方市東香里３丁目39番52号
債務者　株式会社セカンドライフ
代表者代表取締役　大西　正任
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下尾　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６０号
京都府長岡京市野添２丁目13番７号グレースヒル幸406
債務者　有限会社小山建設
代表者取締役　小山　　猛
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　弘二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係